

非指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	ア LANインタフェースにより10Gb/sの符号伝送が可能なものについては、当社は2(料金額)2-3に掲げる料金額に1の機能利用ごとに2を乗じて得た額を請求します。

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(2) (略)	(略)
(3) IP通信網県間区間 伝送機能に係る料金の適用	ア 2(料金額)2-3第5欄又は第6欄に規定する料金については、協定事業者が利用するIP通信網終端装置のポートに応じた数を乗じて得た額を適用します。

附 則 (令和2年10月28日西相制第000119号)
この改正規定は、令和2年10月30日から実施します。